

株 式
持 分 の 取 得 等 に 関 す る 報 告 書
_____年 月 日

殿
(日本銀行経由)

| | | | | | |
|--------------------|-----------------------|---|-------------|--|--|
| 報 告 者 | 氏名又は名称及び 代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | | |
| | 住所又は主たる 事務所の所在地 | | 国籍 | | |
| | 職業又は営んで いる事業の内容 | | 資本金 | | |
| | 報告者となる法的根拠 (該当分に○) | イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | | |
| | 代理人 | 氏名又は名称及び 代表者の氏名 | 責任者記名押印又は署名 | | |
| | | 住所又は主たる 事務所の所在地 | | | |
| 事務上の連絡先 (担当者電話) | | | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 発 行 会 社 | (1) 名 称 | |
| | (2) 本店の所在地 | |
| | (3) 定款上の事業目的 | |
| | (4) 資 本 金 (払込資本) | 取得前、一任運用前又は設立時 円 (株 (口)) 取得後又は一任運用後 円 (株 (口)) |
| | (5) 外 資 比 率 | 取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %) |
| 2 株 取 得 又 は 一 任 運 用 を し た (持 分) | (1) 上場、非上場等の区 分 (該当分に○) | イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他 |
| | (2) 取得又は一任運用 の態様 | |
| | (3) 数量、取得・一任 運用価額等 | 数 量 株 (口) 取得価額又は一任運用価額 円 (一株 (口) 当たり 円) 取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前出資比率 %) |

| | | | |
|----------|---|------|---|
| 3 | 報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等 | 数 量 | 株 |
| | | 出資比率 | % |
| 4 相手方 | (1) 氏名又は名称 | | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | | |
| | (3) 譲渡数量 | | |
| 5 | 取得年月日 | | |
| 6 | 支払年月日 | | |
| 7 | その他の事項 | | |

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 7 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。
- 8 「3 報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。)である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの(報告者を対内直接投資に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。)をいう。以下この記入要領において同じ。)が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが株式への一任運用(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 9 「4 相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

報告書記入例

株 式
の 取 得 等 に 関 す る 報 告 書
~~持 分~~
2009年6月23日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。
〇〇大臣殿 2.〇〇には事業所管大臣を記入すること。
(日本銀行経由)

| | | | | |
|--------------------|---|--|-----|-------------|
| 報 告 者 | 氏名又は名称及び 代表者の氏名 | エイ・ビー・シー・コーポレーション(ABC Corp.) 代表者 〇〇〇 責任者記名押印又は署名 | | |
| | 住所又は主たる 事務所の所在地 | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100 | 国籍 | アメリカ 合衆国 |
| | 職業又は営んで いる事業の内容 | 医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入 | 資本金 | ※1億米ドル |
| | 報告者となる法的根拠 (該当分に○) | イ 非居住者個人 <input checked="" type="radio"/> 外国法人等 <input type="radio"/> ハイ及びロが直接間接議決権の 50%以上を保有している会社 <input type="radio"/> ニ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ホ イ〜ニのために取得するもの又は一任運用をするもの | | |
| | 代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名 | 〇〇株式会社 責任者記名押印又は署名 代表者 甲野太郎 経理部長 乙野二郎 <input checked="" type="radio"/> | | |
| | 住所又は主たる 事務所の所在地 | 東京都中央区〇〇町〇番地 | | |
| 事務上の連絡先 (担当者電話) | 〇〇株式会社 Tel.3279-1111 〇〇課 乙野次郎 内線1111 | | | |

下記のとおり報告します。

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 発 行 会 社 | (1) 名 称 | 日本〇〇化学株式会社 |
| | (2) 本店の所在地 | 東京都港区〇〇町〇番地 |
| | (3) 定款上の事業目的 | 定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること。 |
| | (4) 資 本 金 (払込資本) | 取得前、一任運用前又は設立時 400百万円 (8千株 (口)) 取得後又は一任運用後 800百万円 (16千株 (口)) |
| | (5) 外 資 比 率 | 取得後又は一任運用後の外資比率 50% (取得前又は一任運用前 50%) |
| た 一 任 運 用 を し た 株 式 (持 分 | (1) 上場、非上場等の区 分 (該当分に○) | イ 上場銘柄 <input type="radio"/> ロ 店頭売買銘柄 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> ハ その他 |
| | (2) 取得又は一任運用 の態様 | 増資新株の取得 |

| | | |
|----------|---|--|
| | (3) 数量、取得・一任運用価額等 | <p>数 量 4,000株 (口)</p> <p>取得価額又は一任運用価額 200,000,000円 (一株 (口) 当たり 50,000円)</p> <p>取得後又は一任運用後の出資比率 50 %</p> <p>(取得前又は一任運用前の出資比率 50%)</p> |
| 3 | 報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等 | <p>数 量 なし 株</p> <p>出資比率 %</p> <p>(注) 譲渡数量の合計は、「取得した株式」欄の数量と一致させること。</p> <p>(注) 該当がない場合は「なし」と記入する。</p> |
| 4 相手方 | (1) 氏名又は名称 | |
| | (2) 住所又は主たる事務所の所在地 | |
| | (3) 譲渡数量 | |
| 5 | 取得年月日 | 2009年6月23日 |
| 6 | 支払年月日 | 2009年6月23日 |
| 7 | その他の事項 | <p>1) 発行会社設立年月日：1950年10月1日</p> <p>2) 前回の報告(届出)後に、報告者または発行会社の商号、住所、(所在地)の変更があった場合は、変更年月および変更前の商号等を記入すること。</p> |

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 7 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。
- 8 「3 報告時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。)である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの(報告者を対内直接投資に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。))をいう。以下この記入要領において同じ。)が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告

者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

- 9 「4 相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本工業規格A4）

対内直接投資等に係る「株式・持分の取得等に関する報告書」の提出要領

1. 報告が必要な取引または行為

外国投資家が本邦にある会社（上場会社、店頭登録会社<以下「上場会社等」といいます>および非上場会社）の株式もしくは持分を取得（注1）または上場会社等の株式への一任運用（注2）をする場合であって、次の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります）。

- (1) 本邦にある会社（発行会社）ならびにその子会社および完全対等合弁会社（注3）の定款上の事業目的のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。以下「事後報告業種」といいます）に該当すること。
- (2) 外国投資家の国または地域が「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域に該当する（居住者外国投資家を含む）こと。

ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

- a 相続、遺贈による株式（持分）の取得。
- b 非上場会社の株式（持分）を所有する法人の合併に伴う存続会社（または新設会社）による当該非上場会社の株式（持分）の取得。
- c 非上場会社の株式（持分）を所有する法人の分割に伴う、分割後当該事業を継承する新設の法人（または既存の法人）による当該非上場会社の株式（持分）の取得。
- d 上記(1)(2)の要件を備えた非上場会社の株式（持分）の取得であって、取得後の出資比率（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める関連会社等分を含む<以下同じ>）が、10%未満の場合。
- e 株式の分割または併合により発行される新株の取得または当該新株に係る株式への一任運用。
- f 特定の外国投資家による出資比率が10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る）による株式（持分）の取得または上場会社等の株式への一任運用。
- g 発行会社の組織変更に伴う組織変更前の株式（持分）に代る組織変更後の株式（持分）の取得。
- h 株式無償割当てによる株式の取得または株式への一任運用。
- i 取得条項付株式の取得または取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式（持分）もしくは出資証券の取得または株式への一任運用。

(注1) 次の株式（持分）の取得または株式への一任運用は対内直接投資等に該当しませんので、本件報告の対象ではありません（次のaのうち居住者から取得するもの、またbのうち居住者外国投資家から取得するものは資本取引に該当し、別途報告が必要となる場合があります）。

- a 上場会社等の株式を取得し、または株式への一任運用をする場合であって、取得後または一任運用後の出資比率が10%未満のとき。
- b 非上場会社の株式（持分）を他の外国投資家から取得したとき。

(注2) 「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、外国投資家が他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む）をいいます。ただし、対内直接投資に該当するのは、aおよびbの要件をどちらも満たした場合に限ります。

a 株式に投資をするために必要な権限および会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限に関し委任を受けており、委任者が当該権利を行使できないこと。

b 対象となる株式への一任運用後の出資比率（対内直接投資等に関する政令第9条第3号ロに定める関連する株式への一任運用分を含む）が10%以上の場合。

(注3) 子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある会社は全て含まれます。また、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

完全対等合弁会社とは、会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該会社の子会社に該当しないものをいいます。

2. 報告の時期

取得または一任運用の日の属する月の翌月15日までに報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、居住者である代理人が提出をして下さい。

3. 提出書類および提出部数

「株式・持分の取得等に関する報告書」（別紙様式第十一）・・・報告書の名宛大臣数

4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣および上記1.（1）の事後報告業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 報告書の提出先と照会先

（1）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局外為法手続担当 50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社 日本橋支店私書箱30号 日本銀行国際局外為法手続担当）

（2）本報告書に関する照会先

・フリーダイヤル 0120-79-6656

・ダイヤルイン 03-3277-2107